

北星学園生活協同組合

IC 学生証 生協電子マネー利用規則

(目的)

- 第1条 本規則は、北星学園大学・北星学園大学短期大学部（以下、「大学」という）が発行する IC 学生証に搭載された生協電子マネー機能の利用及びその取り扱いについて定める。
- 2 本規則において、北星学園生活協同組合を以降、生協という。

(定義)

- 第2条 本規則で対象となる IC 学生証とは、非接触型 IC チップを搭載した学生証をいう。
- 2 本規則において学生とは、大学に在籍する学生をいう。
- 3 電子マネー機能とは、IC 学生証に搭載された IC チップに入金し、プリペイド方式により POS レジスタで精算する機能、生協組合員にあっては利用ポイントによるサービス機能等をいう。

(IC 学生証の発行、再発行等)

- 第3条 IC 学生証は、大学がこれを発行する。
- 2 IC 学生証の紛失等による再発行についての手続きや手数料等は、大学と生協の協議のうえで決定した手順や規定によることとする。

(IC 学生証の利用)

- 第4条 IC 学生証の利用にあたって、学生は本規則を遵守しなければならない。
- 2 大学に在籍する資格を失った学生は、IC 学生証を利用してはならない。

第1部 プリペイド条項

(プリペイド利用方法)

- 第5条 学生は、IC 学生証対応 POS レジスタ等を用いて現金により入金することで、IC チップに入金額を記録することができる。
- 2 学生は、記録された金額の範囲内で、指定店舗及び IC 学生証対応機器で、プリペイドによる商品とサービスを受けることができる。

(プリペイド利用の限度額・手数料等)

- 第6条 生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、プリペイドの1回あたりの利用限度額を別表1の通り定め、これを学生に通知する。
- 2 IC 学生証のプリペイド利用手数料は無料とする。
- 3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とする。

(プリペイドが利用できない場合)

- 第7条 次の場合、学生は IC 学生証の利用ができないことがある。
- ① IC 学生証の紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等により、IC 学生証を利用することができない場合
 - ② 指定店舗が IC 学生証で利用できない商品及びサービスを指定している場合は別表1のとおりとする。
 - ③ その他、IC 学生証の利用ができない状況が発生した場合

(プリペイドの忘失・汚損等)

- 第8条 次の場合、学生は大学に再発行を届け出ることができる。
- ① IC 学生証の汚損により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合
 - ② IC 学生証の記載内容変更により再発行を受ける場合

- ③学生が IC 学生証を忘失し、または盗難にあった場合
 - ④その他、大学が再発行を認める場合
- 2 前項の場合において、当該 IC 学生証にプリペイド未使用残額がある場合、生協は当該未使用残高をシステムで確認できる前日までの利用残高にて確定した後に、再発行された IC 学生証にこれを記録することができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、学生等の故意又は過失による IC 学生証本体の破損等によるものと生協が判断した場合、生協はプリペイド未使用残額を補償しない。

(返金の禁止)

第 9 条 プリペイド未使用残額は返金しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、生協が認める次の事由によるプリペイド未使用残額を返金する場合がある。
- ①学生が卒業・退学等によって大学に在籍する資格を失ったとき
 - ②学生が長期休学をするとき
 - ③生協の責に帰すべき事由があるとき
 - ④その他、生協が必要と認めるとき
- 3 前項にいうプリペイド未使用残額の返金は、生協が未使用額を確定した後に、所定の方法により行う。
- 4 未使用残額は組合員資格喪失後 2 年をもって消失するものとする。

第 2 部 ポイント条項

(ポイント利用方法)

- 第 10 条 生協組合員である学生は IC プリペイド利用時に生協が定めるポイント発生率により IC 学生証にポイントを蓄積することができる。ポイント発生率は別表 1 のとおりとする。
- 2 蓄積されたポイントは生協が定める基準で生協電子マネーとして POS レジスタ通過時に自動的に加算される。学生は加算された生協電子マネーを指定店舗で利用することができる。
- 3 生協電子マネーとして自動加算となるポイント数は別表 2 のとおりとする。

(ポイントが蓄積できない場合)

第 11 条 学生は、次の場合 IC 学生証へのポイント蓄積ができない。

- ① IC 学生証の紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電、特設店舗での端末機の未設置等により、IC 学生証を利用することができない場合。ただし生協がポイントの事後登録等の特別の措置をとった場合はこの限りでない。
- ②学生が利用の際に IC 学生証を使用しなかった場合

(ポイントの忘失・汚損等)

- 第 12 条 IC 学生証の汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合、または IC 学生証記載内容変更により再発行を受ける場合、学生は再発行の申請をしなければならない。
- 2 学生は、IC 学生証を忘失し、または盗難にあった場合、第 8 条にいう届出を行うことができる。
- 3 前二項の場合において、当該 IC 学生証にポイント残額がある場合、生協は当該未使用残額を確定した後に、再発行された IC 学生証にこれを記録する。当該未使用残高はシステムで確認できる前日までの利用残高にて確定するものとする。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、学生等の故意又は過失による IC 学生証本体の破損等によるものと生協が判断した場合、ポイント残額を保証しない。

(ポイント還元の禁止)

- 第 13 条 ポイント未使用残数は還元しない。ただし、生協の責に帰すべき事由があるとき、または生協が必要と認めるときはこの限りでない。
- 2 未使用残数は組合員資格喪失後 2 年をもって失効するものとする

(改廃)

第14条 本規則の改廃は生協理事会が行い、学生に通知する。

(施行)

第15条 本規則は、2012年4月1日から施行する。

2014年11月27日一部改訂

(第6条 別表1)

【第6条 別表1】

カードには、50,000円までチャージできるものとする。
カードの入金単位は1円単位とする。
プリペイドの1回あたりの利用限度額は50,000円とする。
プリペイドの利用は1回の支払いに付き1回のみとする。

(第7条 別表1)

【第7条 別表1】

自動車免許・スタディガイド(学外スクール・学内講座)・旅行(レンタカー・国際学生証含む)・各種保険・お部屋紹介とする。

(第10条別表1、別表2)

【第10条 別表1】 (10円につきのポイント数)

書籍分類 (資格取得講座等スタディガイド分類、書籍の現金割引の場合を除く)	書籍、雑誌 (文科省発行を除く)	0.5ポイント
食堂分類	飲料・コンパ利用を除く	0.1ポイント

※以下の企画等で特別にプレミア付与を実施することがある。ポイント発生率はその都度生協で定める。

- ①ICチャージ促進のキャンペーン
- ②特定商品の販売促進

【第10条別表2】

ポイントは100ポイントにつき100円を生協電子マネーとして加算する。